

高齢者施設運営法人経営層向け新型コロナウイルス感染症対策オンラインセミナー 質問回答

No.	質問	回答
1	<p>当法人では、障がい者の日中支援の通所施設、作業所のほか、入所施設も運営しており、利用者と職員が寝泊まりしている。加えて、利用者の送迎業務もあり、密にならないように、車両を増やして対応している。</p> <p>このあたりの感染予防策、具体的な方法など、参考事例をご紹介します。</p>	<p>セミナーでご説明させていただいた「福祉施設・医療機関等職員の自己点検のための新型コロナウイルス感染症集団感染ケーススタディ」の16ページから19ページに、介護の場面ごとの感染予防対策の例を掲載しております。</p> <p>また、福祉施設等における新型コロナ対策については、大阪府だけではなく厚生労働省のWebサイトにも様々な情報が掲載されており、福祉施設等での送迎場面の感染対策については、動画でも紹介されていますので参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html</a></li> <li>・動画：送迎の時のそうだったのか！感染対策  <a href="https://www.youtube.com/watch?v=KG3HSTxUuZ4">https://www.youtube.com/watch?v=KG3HSTxUuZ4</a></li> </ul>
2	<p>PCR等の行政検査について、保健所の紹介によって一般病院で受検した場合は、窓口負担はないが、保健所の紹介ではなく、熱発職員に施設判断で医療機関を受診させ、検査してもらうようにした場合、窓口負担はどのような取扱いとなるか。</p>	<p>保健所の紹介の有無に関わらず、保険適用の検査を実施している医療機関においては、医師の判断によりPCR検査等を実施した場合、窓口では、診療点数のうち、新型コロナの検体検査実施料、検体検査判断料に関しては、支払い不要です。</p> <p>それ以外の初診料、インフルエンザの検体検査実施料、投薬に関する費用等は、診療内容に応じて自己負担があります。</p>